

芽室町新型コロナワクチン接種の進捗状況について

健 康 福祉 課
令和3年7月15日

1 接種対象者

原則として接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者

◆ 接種対象者 約 16,600 人（総人口 約 18,300 人 R3.3.31 現在）

順位	対象者区分	対象者数	備考
1	医療従事者等	500 人	
2	高齢者（75歳以上）	5,500 人	約 2,800 人
	同（65歳～74歳）		約 2,700 人
3	基礎疾患を有する者	800 人	
	高齢者施設等の従事者	500 人	町外者含む
	60歳から64歳の者	1,100 人	
	小・中学校教職員等	200 人	町外者含む
	児童施設職員等	200 人	町外者含む
4	50歳から59歳の者	2,500 人	7/20 予約受付
	40歳から49歳の者	2,400 人	8月上旬予約受付
	上記以外の者	4,600 人	

※ ファイザーウクチンの場合、12歳以上の者が対象

2 接種体制

(1) 個別接種（5月12日～）

- ① 接種場所 あおばクリニック・なかお内科・はまだ内科医院・公立芽室病院
- ② 予約方法 電話（4医療機関）
来院（なかお内科・はまだ内科医院）
インターネット・LINE（公立芽室病院）

(2) 集団接種（5月29日～）

- ① 接種場所 中央公民館
- ② 予約方法 電話・インターネット・LINE

3 接種状況（7月12日現在）

（単位：人）

区分	対象者数	接種済者数 (1回目)	接種率 (1回目)	接種済者数 (2回目)	接種率 (2回目)
高齢者(65歳以上)	5,500	4,668	84.9%	3,161	57.5%
基礎疾患所有者	800	58	7.3%	0	0.0%
高齢者施設等従事者	500	363	72.6%	92	18.4%
その他	9,800	420	4.3%	375	3.8%
計	16,600	5,509	33.2%	3,628	21.9%

※「基礎疾患所有者」及び「高齢者施設従事者」は、概数であり、今後数値が変動することがあります。
※「その他」には、医療従事者及び65歳未満の方が含まれます。

(単位:人)

区分	接種回数 (1回目)	接種回数 (2回目)	計	接種割合 (1回目)	接種割合 (2回目)
集団接種	603	586	1,189	10.9%	16.2%
個別接種	公立芽室病院	2,256	1,332	41.0%	36.7%
	上記以外	2,650	1,710	48.1%	47.1%
計	5,509	3,628	9,137	100.0%	100.0%

4 スケジュール

4月 26日 (月)	接種券発送	【75歳以上高齢者】
5月 6日 (木)	予約受付開始	【75歳以上高齢者】
12日 (水)	個別接種開始	
24日 (月)	接種券発送	【65歳～74歳高齢者】
29日 (土)	集団接種開始	
6月 1日 (火)	予約受付開始	【65歳～74歳高齢者】
11日 (金)	基礎疾患該当者案内・周知 (広報・HPなど)	
25日 (金)	基礎疾患該当者とりまとめ	
28日 (月)	接種券発送	【60～64歳・基礎疾患・高齢者施設従事者】
7月 5日 (月)	予約受付開始	【60～64歳・基礎疾患・高齢者施設従事者】
14日 (水)	接種券発送	【50～59歳】
20日 (火)	予約受付開始	【50～59歳】
20日頃	高齢者 (65歳以上) の約85%が2回接種済	
下旬	接種券発送	【40～49歳】
8月 上旬	予約受付開始	【40～49歳】

5 相談窓口

- (1) 名称 芽室町新型コロナワクチン相談窓口
- (2) 設置期日 令和3年3月19日 (金)
- (3) 設置場所 役場庁舎地下 会議室2
- (4) 受付時間 月～金 8：45～17：30 (祝日を除く)
- (5) 電話番号 0155-66-5953
- (6) 業務内容 町民等からの問い合わせ対応・集団接種予約受付
- (7) その他 専門的な相談等は国・北海道も対応

芽室町ワクチン廃棄防止方針（改訂後）

新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け集団接種において、予約キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の対応を次のとおりとし、ワクチンの廃棄防止に努める。

- 1 ~~国の示す接種順位を参考に病院等各接種会場からの依頼に即応でき、かつ地域住民の生活を守る者を対象に、次の者の接種対象者リストを作成し、集団各接種会場において予期せぬキャンセルや予診で接種不可となった分などのワクチンは、同リストに基づいて、余剰ワクチンを接種する。~~
 - (1) 集団接種会場の従事者並びに町長、副町長及び教育長
 - (2) 高齢者等施設の従事者
 - (3) 町職員**

附 則（令和3年5月24日決定）
本方針は、令和3年5月29日から適用する。

附 則（令和3年6月2日決定）
本方針は、令和3年6月5日から適用する。

附 則（令和3年6月24日決定）
本方針は、決定の日から適用する。